

# 令和3年度共同募金配分金受配申請要領 (こども食堂支援事業費)

社会福祉法人愛知県共同募金会

社会福祉法人愛知県共同募金会(以下、「本会」という。)では、様々な事情により、遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」や経済的理由による「欠食」の状況にある子どもたちの生活課題に取り組む子ども食堂実施団体に対して共同募金の配分(助成)申請を募集します。

## 1. 対象団体

配分の対象となる団体は、以下の(1)から(5)までをすべて満たす「こども食堂実施団体」とします。

- (1) 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う非営利団体であること。(法人格のない任意団体も可)
- (2) 愛知県内に所在する団体であって、かつ、愛知県内で継続的に活動ができること。
- (3) 団体の定款または会則・規約等、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書を作成していること。
- (4) 配分を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。
- (5) 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

## 2. 対象事業

### (1) 対象事業実施期間

次の期間内に実施、完了する事業とする。

令和3年4月1日～令和3年6月30日

### (2) 対象とする事業

過去から愛知県内で定期的を開催しているこども食堂が実施する事業を対象とする。

地域の子どもやその保護者を対象に無料または低額で栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安心して過ごせる居場所を提供する取り組みのための備品や調理機器、コロナ禍において衛生環境に配慮しながら実施する、ひとり親家庭支援のための弁当・食材配付活動などの食卓支援など。

### (3) 対象とならない事業等

- ・ 営利のために行っていると見なされるもの
- ・ 対象としない経費

団体の運営費(職員給与、役職員への報酬)、事務所の維持費、新聞掲載やテレビCMなどへの広告に要する費用(新聞などへの折込料を含む)、交際費、接待費、商品券(金券)の購入、雑費・予備費など用途が不明な経費

- ・その他、本会において不相当と認めたもの

### 3. 配分（申請）金額

1 団体につき 10 万円以内（配分申請額は万円単位）。

事業に必要な額（活用できる範囲内の額）をご申請ください。なお、必ず配分決定するものではありません。減額または、配分対象外となる場合があります。

### 4. 受配申請書の提出

様式「令和3年度共同募金配分金受配申請書（こども食堂支援事業費）（以下、「受配申請書」という。）をご記入の上、「添付書類」に記載の関係書類を添付し、本会にご提出ください。（郵送可）

なお、申請にあたっては、「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」に規定している事項を満たしていることとします。

### 5. 受配申請書の受付期間

令和3年1月4日～2月1日 [必着]

### 6. 配分決定

- ・配分決定は、申請団体あてに通知します。（令和3年4月中旬予定）
- ・配分金は精算払いとします。
- ・配分決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び領収書のコピーを提出いただき、本会で確認のうえ送金します。
- ・報告書の様式は配分決定時にお示しします。
- ・活動実態が確認出来なかった場合は、配分決定を取り消す場合があります。
- ・配分決定した内容は、本会等ホームページで公開いたします。

### 7. 注意事項

- （1）申請にあたっては、適切な内容でご申請ください。
- （2）必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。
- （3）本会へ提出した申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- （4）他の助成等への同一内容の重複申請はご遠慮ください。
- （5）要望にお応えできない場合がありますので予めご了承ください。

### 8. 提出先、問合せ先

社会福祉法人愛知県共同募金会

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

TEL 052-212-5528 FAX 052-212-5529